

大阪府環境影響評価審査会運営要綱 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪府環境影響評価審査会運営要綱</p> <p><u>削除</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号。以下「規則」という。）<u>第6条及び第10条の規定により、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会の設置等)</p> <p>第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）別表第1（第2条関係）に掲げる担任する事務についての調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を分掌させるため、規則第6条の規定により別表に掲げる専門調査部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部会の委員は、審査会委員及び専門委員のうちから審査会会長が案件毎に指名する。</u></p> <p>3 <u>部会の会議は、審査会会長が招集する。</u></p> <p>4 <u>審査会会長は、事案に応じて部会を合同して招集することができる。</u></p> <p>5 <u>審査会会長は、部会を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、部会の委員から個別に意見を聴取することにより、部会の会議に代えることができる。</u></p> <p>6 <u>審査会会長は、必要に応じ、部会に関係者の出席を求めることができる。</u></p> <p>(現地調査)</p> <p>第3条 審査会は、<u>担任する事務について、当該事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>(削除)</u></p> <p>(その他)</p> <p>第4条 <u>この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会会長が定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪府環境影響評価審査会運営要綱</p> <p style="text-align: right;">平成10年6月8日 平成17年6月9日 一部改正 平成18年9月1日 一部改正 平成26年2月7日 一部改正 大阪府環境影響評価審査会会長決定</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府環境影響評価審査会規則（平成10年大阪府規則第36号）<u>第10条の規定に基づき、大阪府環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査)</p> <p>第2条 審査会は、大阪府附属機関条例（昭和27年条例第39号）<u>第1条の表中の調査審議に際して、専門分野ごとに必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の調査は、会長が専門調査会として招集する。</u></p> <p>3 <u>専門調査会は、原則として別表のとおりとし、会長は事案に応じて合同して招集することができるものとする。</u></p> <p>(現地調査)</p> <p>第3条 審査会は、<u>前条第1項の調査の対象となる事案について、当該事案に係る事業又は計画が予定される地域及びその周辺地域の状況等を調査するため、現地調査を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>現地調査は、会長が現地調査会として招集する。</u></p>

大阪府環境影響評価審査会運営要綱 新旧対照表

別表

	専門調査部会の種類	担当する環境項目等
1	大気・騒音専門調査部会	大気質、悪臭、気象、地球環境（温室効果ガス、オゾン層破壊物質）、騒音、振動、低周波音
2	水質・廃棄物専門調査部会	水質・底質、地下水、地盤沈下、土壤汚染、水象、廃棄物、発生土
3	景観・文化財専門調査部会	景観（自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観）、文化財
4	自然環境専門調査部会	地象、陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
5	事業計画専門調査部会	全般的事項（事業計画（目的、整備効果、施設の立地選定や規模等）、工事計画）、日照障害、電波障害など

附則

この要綱は、平成 10 年 6 月 8 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 17 年 6 月 9 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 29 年 5 月●日から実施する。

別表

	専門調査会の種類	担当する環境項目
1	大気専門調査会	大気質、悪臭、気象、地球環境
2	水質専門調査会	水質・底質、地下水、土壤汚染、水象
3	騒音専門調査会	騒音、振動、低周波音
4	景観専門調査会	景観（歴史的・文化的景観を除く。）
5	自然環境専門調査会	陸域生態系、海域生態系、人と自然との触れ合い活動の場
6	文化財専門調査会	文化財、景観（歴史的・文化的景観）
7	廃棄物専門調査会	廃棄物、発生土
8	総括専門調査会	技術指針に定める全環境項目